

広報はちまんたい

hachimantai

3

Mar. 2014

No.193

お知らせ版

市税などがコンビニでも納付可能に

市は、4月1日から、市税などの納付をコンビニエンスストア(以下、コンビニ)でも行えるように納税通知書の様式を変更します。市税などの納付に関し、曜日や時間の制限が無くなるため、便利になります。

納付ができるコンビニと対象となる税目は、次のとおりです。

■**提携コンビニ(50音順)** サークルK、サンクス、セブン・イレブン、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストアー、ローソンほか

■**対象となる税金など** 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、学校給食費、奨学金償還金、市営住宅使用料、保育料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料

コンビニ収納を利用する際は、次の4点にご注意ください。

①**コンビニ納付できることを確認**
次に当てはまる場合は、コンビニでの納付はできません。

▼各納期限を超過している場合
▼納税通知書にバーコードが印字されていない場合または納付書の場合

バーコードを読み取らない場合

▼1枚の納付書の金額が30万円を超える場合

②**納税通知書の期別を確認**

コンビニでは、納付書のバーコードを読み取るだけです。納付書に記載された期別(第〇期)の表記をよく確認して、店員にお渡しください。

現金の不足による納付の取りやめは、収納上のトラブルの原因となることがありますので、不足のないよう現金をご用意ください。

③**納付書の領収書を必ず保管**

納付書の領収書は、納付を法的に証明する大切な書類です。領収書の日付、コンビニの店舗名が判別できることを確認し、不明な場合は、店員に申し出てください。

④**コンビニのレシートを必ず受領**

コンビニのレシートを受け取ることが、収納に関する事故防止に重要な役割を果たします。

なお、これまでどおり、金融機関や市役所などでも納付することができます。

詳しくは、市役所税務課(☎・内線1256、1257)まで。

コミバス回数券料金を改定

市は、消費税率の引き上げに伴い、4月1日(火)からコミュニティバスの回数券料金を改定します(回数券のみ改定、3月31日(月)までに購入した回数券は引き続き利用できます)。

なお、コミュニティバスの運行時刻に変更はありません。

改定後の回数券料金		
路線	区分	料金
市内運行路線	6回券一般	510円
	12回券一般	1,020円
二戸市乗入路線	6回券中学生以上	1,020円
	12回券中学生以上	2,040円
	15回券小学生	1,020円

詳しくは、市役所地域振興課地域振興係(☎・内線1143)まで。

西根病院

4月から小児科を開設

西根病院では、4月から月・水・金曜日の週3日間、小児科を開設します。午前中は一般診察、午後は予防接種と健康診断を行います。内科は検査などを実施するため、午後の一般外来を休診します。

また、1月から毎週水曜日に実施している夜間診療を6月25日(水)まで延長します。

■夜間診療実施日 6月25日(水)までの毎週水曜日

■診療時間 午後6時から9時まで ※受け付けは午後8時まで

■診療科目 内科、外科

詳しくは、西根病院(☎76-3111)まで。

西根病院の診療日(4~6月末)

科目	時間	月	火	水	木	金
内科	午前	○	○	○	○	○
	午後	休診				
	夜間			○		
外科	午前	○	○	○	○	○
	午後	○	○	○	○	○
	夜間			○		
小児科	午前	○	休診	○	休診	○
	午後	○		○	休診	○

(受付時間)午前=8:30~11:30、午後=14:00~16:30、夜間=18:00~20:00